

令和3年2月18日  
中部地方整備局

## 贈賄に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 佐野藤建設(株)  
業者の住所 : 静岡県富士宮市上条1540-1
- 指名停止措置期間 : 令和3年2月18日から令和3年5月17日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内
- 事実概要  
佐野藤建設(株)の元代表取締役は、林野庁関東森林管理局東京神奈川森林管理署(神奈川県平塚市)の発注した林道改良工事に関し、林野庁職員より不正に工事請負代金を増額変更する旨の示唆を受け、その謝礼として現金数百万円を渡したとして、令和3年1月9日、贈賄容疑で静岡県警に逮捕された。  
また、便宜を図ったとされる林野庁職員も収賄容疑で逮捕された。
- 指名停止措置理由  
佐野藤建設(株)の元代表取締役が、贈賄の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第4号イ(下記参照)に該当する。  
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月(全国対応案件:有資格登録該当整備局のみ)とする。

## &lt;指名停止措置要領別表第2&gt;

措置要件	期間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  <u>イ</u> 代表役員等 <u>ロ</u> 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から  <u>3ヵ月以上9ヵ月以内</u> <u>1ヵ月以上3ヵ月以内</u>

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一  
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138